

食品安全委員会第1037回会合議事録

1. 日時 令和8年9月15日（火） 14:00～14:08

2. 場所 第一会議室

3. 議事

（1）食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

・飼料添加物 1品目

（農林水産省からの説明）

α-ガラクトシダーゼ・キシラナーゼ

（2）令和8年度食品健康影響評価技術研究の二次公募における採択課題（案）及び事前評価結果について

（3）その他

4. 出席者

（委員）

祖父江委員長、浅野委員、頭金委員、春日委員、小島委員、杉山委員、松永委員

（説明者）

農林水産省 大石飼料安全・薬事室長

（事務局）

尾崎事務局長、前間事務局次長、諏訪総務課長、黒羽評価第一課長、

國保評価第二課長、楠川情報・勧告広報課長、横山農薬評価室長、

田中評価情報分析官、蟹江評価調整官

5. 配付資料

資料1 食品健康影響評価について＜α-ガラクトシダーゼ・キシラナーゼ＞

資料2 令和8年度食品健康影響評価技術研究の二次公募における採択課題（案）及び事前評価結果について

6. 議事内容

○祖父江委員長 ただ今から第1037回「食品安全委員会」会合を開催いたします。

本日は7名の委員が出席です。

また、農林水産省の大石飼料安全・薬事室長に御出席をいただいております。

それでは、お手元にございます「食品安全委員会（第1037回会合）議事次第」に従いまして、本日の議事を進めたいと思います。

まず、資料の確認を事務局からお願いいたします。

○諏訪総務課長 それでは、資料の確認をいたします。本日の資料は2点ございます。

資料1が「食品健康影響評価について＜ α -ガラクトシダーゼ・キシラナーゼ＞」、資料2が「令和8年度食品健康影響評価技術研究の二次公募における採択課題（案）及び事前評価結果について」。

以上でございます。不足の資料等ございませんでしょうか。

○祖父江委員長 続きまして、議事に入る前に、「食品安全委員会における調査審議方法等について」に基づく事務局における確認の結果を報告してください。

○諏訪総務課長 事務局におきまして、委員の皆様にご提出いただいた確認書及び現時点での今回の議事に係る追加の該当事項の有無を確認しましたところ、本日の議事について、委員会決定に規定する事項に該当する委員はいらっしゃいませんでした。

○祖父江委員長 確認書の記載事項に変更はなく、ただ今の事務局からの報告のとおりでよろしいでしょうか。

（首肯する委員あり）

（1）食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について
--

○祖父江委員長 それでは、議事に入ります。

「食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について」です。

資料1にありますとおり、農林水産大臣から9月9日付で飼料添加物1品目について食品健康影響評価の要請がありました。

それでは、農林水産省の大石飼料安全・薬事室長から説明をお願いいたします。

○大石飼料安全・薬事室長 農林水産省畜水産安全管理課飼料安全・薬事室の大石です。よろしくお願いいたします。

今回、食品健康影響評価をお願いする物質は、 α -ガラクトシダーゼ・キシラナーゼでございます。

資料1を御覧ください。 α -ガラクトシダーゼ・キシラナーゼは、 α -ガラクトシダーゼ及びキシラナーゼの2種類の酵素の合剤です。 α -ガラクトシダーゼは、 α -ガラクトシドを加水分解する酵素であり、キシラナーゼはキシランを加水分解する酵素です。これらの酵素を飼料に添加することにより、飼料中に含まれる非デンプン性多糖類の分解が促進され、飼料効率の改善が期待されます。

今回指定が要望されたのは、*Aspergillus tubingensis*属の菌株により産生される α -ガラクトシダーゼと、*Trichoderma orientale*属の菌株により産生されるキシラナーゼの合剤です。なお、いずれの生産菌株も遺伝子組換え体ではございません。

海外では、EU等において飼料添加物として使用が認められております。

改正の概要といたしましては、 α -ガラクトシダーゼ・キシラナーゼを飼料添加物として指定するとともに、その基準及び規格を設定するものです。

また、本飼料添加物については、有効性及び安全性に関する試験成績が合剤を用いて取得されたものであることから、合剤として指定することとしております。

用途は、飼料が含有している栄養成分の有効な利用の促進であり、ブロイラー用飼料を対象とします。

なお、本件は農業資材審議会に諮問を行い、その結果、令和8年6月5日に同審議会より本改正は適当であるとの答申を得ております。今後は、貴委員会からの食品健康影響評価の結果を得た後に、省令の改正に向けて必要な手続を進める予定としております。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○祖父江委員長 ただ今の説明の内容について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

それでは、本件については、肥料・飼料等専門調査会において審議することといたします。

大石室長、どうもありがとうございました。

(2) 令和8年度食品健康影響評価技術研究の二次公募における採択課題（案）及び事前評価結果について

○祖父江委員長 次の議事に移ります。

「令和8年度食品健康影響評価技術研究の二次公募における採択課題（案）及び事前評価結果について」です。

まず、研究・調査企画会議事前・中間評価部会座長の私から説明いたします。

令和8年度食品健康影響評価技術研究の二次公募における採択課題（案）及び事前評価結果については、9月4日に開催いたしました令和8年度研究・調査企画会議事前・中間評価部会で審議し、資料2のとおり取りまとめました。

詳細については、事務局から説明をしてください。

○蟹江評価調整官 それでは、資料2に基づきまして、御説明いたします。

3ページ目を御覧ください。令和8年7月1日から7月24日まで公募を行い、2課題の応募がございました。研究・調査企画会議事前・中間評価部会において応募内容を審査した結果、公募課題に沿った1課題を採択課題として選定し、事前評価結果として評価所見等を取りまとめましたので、御報告いたします。

研究課題は、昭和医科大学、山内先生の「食品中無機ヒ素のリスク評価における疫学研究の定量的活用方法に関する研究」です。

この研究は、食品中の無機ヒ素について、ヒト疫学研究を食品健康影響評価に定量的に活用する方法を整備することを目的としております。具体的には、EPA評価書を参考に、複数の疫学研究を用いた用量反応メタ解析により主要なアウトカムの用量反応曲線を推定し、方法論上の課題を整理し、さらに、我が国の曝露分布及び疾病統計を用いて曝露低減に伴うPAF等を推定し、健康影響に基づく指標値の設定に限らない評価結果の提示方法を検討するとしております。

評価所見としましては、公募課題に沿った提案であり、EPA評価書との比較検討を行い、食品中無機ヒ素の食品健康影響評価においてヒト疫学研究を定量的に活用する手法の整備を目指すものであり、食品安全委員会でのリスク評価に有用な成果が得られるものと判断できるとしております。

この案についてお認めいただけましたら、本年度から研究を開始できるよう手続を進めてまいります。

御報告は以上でございます。

○祖父江委員長 ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いします。

それでは、本件については、案のとおり決定することとしてよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○祖父江委員長 それでは、事務局は手続を進めるようお願いいたします。

(3) その他

○祖父江委員長 ほかに議事はございませんか。

○諏訪総務課長 特にございません。

○祖父江委員長　これで本日の委員会の議事は全て終了いたしました。

次回の委員会会合は、10月6日火曜日14時から開催を予定しております。

また、9月16日水曜日9時半から「栄養成分関連添加物ワーキンググループ」が、14時から「肥料・飼料等専門調査会」が、18日金曜日14時から「薬剤耐性菌に関するワーキンググループ」が、それぞれ開催される予定となっております。

以上をもちまして、第1037回「食品安全委員会」会合を閉会いたします。

どうもありがとうございました。